

牧之原市民「甲州市宿泊キャンペーン」利用要綱

(開設)

第1条 牧之原市民が甲州市を知る機会の提供と、人の更なる交流促進を図るため、牧之原市民へ甲州市宿泊キャンペーンを開設する。

(所在及び名称)

第2条 甲州市宿泊キャンペーンの所在及び名称は、甲州市にある塩山温泉旅館組合に所属する別表第1に掲げる宿泊施設のとおりとする。

(利用者の範囲)

第3条 甲州市宿泊キャンペーンを利用することができる者は、「甲州市宿泊キャンペーン利用券交付申請書」を提出する時点において牧之原市に住所を有する者、これ以外は対象外とする。ただし、他市町村から同様の助成を受けている者は除く。

(利用期間)

第4条 助成対象期間は、令和8年2月1日(日)から令和8年3月31日(火)までとする。

(利用者)

第5条 甲州市宿泊キャンペーンを利用できる者は、牧之原市がその利用を承認した者とする。ただし、定員は50人までとする。

(利用の申請)

第6条 甲州市宿泊キャンペーンを利用しようとする者は、事前に対象宿泊施設に予約の申込みをする。その後、宿泊開始予定日1週間前までに、甲州市宿泊キャンペーン利用券交付申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

(利用券の交付)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、甲州市宿泊キャンペーンを利用できる者と認める場合は、宿泊利用券(様式第2号)を申請者に交付するものとする。

(利用券の利用方法)

第8条 第7条により交付された利用券を、対象宿泊施設に対し、利用者が直接提出することにより、利用料金から第9条で定める助成金の額が差引かれるものとする。

(助成金の額及び助成対象の内容)

第9条 助成金の額及び助成対象の内容は、別表第2のとおりとする。

(利用心得)

第10条 甲州市宿泊キャンペーンを利用する者は、塩山温泉旅館組合が定める管理規定を遵守しなければならない。

(利用の取消し及び助成金の返還)

第11条 市長は、本要綱の規定による宿泊施設の利用について次に掲げる事項に該当する場合はその利用を停止し、又は利用券による助成金の全額、又は一部を返還させることができる。

- (1) 申請に偽りがあったとき。
- (2) 申請者以外の者が利用券を使用したとき。
- (3) 他人の迷惑になる行為をしたとき。
- (4) 他市町村から同様の助成を受けたとき。

(実施期日)

第12条 この要綱は、令和8年 月 日から実施する。

別表第1（第2条関係）

所 在	名 称
甲州市塩山上於曾 1961	廣友館
甲州市塩山上於曾 2	大和旅館
甲州市塩山上於曾 42	旅館ゆばた
甲州市塩山上於曾 1225	中村屋旅館

別表第2（第9条関係）

甲州市宿泊キャンペーン助成金の額及び助成対象の内容

助 成 対 象 の 内 容	助 成 金 の 額
<p>(1) 実施期間中、利用者本人が宿泊利用した場合に1回分の宿泊について助成する。</p> <p>(2) 1人に定める利用回数の限度は、2泊分又は1泊分を2回までとする。</p> <p>(3) 2歳以上の者が有料（3,000円以上）で宿泊した場合を対象とする。</p>	3,000円

様式第1号（第6条関係）

受付No.

※利用券番号 No. ~ まで (計 枚)

年 月 日

甲州市宿泊キャンペーン利用券交付申請書
(あて先) 牧之原市長

(申 請 者)

住 所

氏名
電話

次のとおり、「甲州市宿泊キャンペーン利用券」の交付を申請いたします。

1 利用予定年月日 年 月 日～ 年 月 日

2 宿泊施設

3

表

裏

